

意見書

(骨子・案)

2010年12月8日

大阪地方裁判所 第17民事部 御中

早稲田大学法学学術院教授

法学博士

水 島 朝 穂

本意見書は、第二次世界大戦当時の日本政府がとっていた防空体制について述べるとともに、同体制のもとで日本国民が空襲からの退避を禁止され、消火活動を義務付けられた事実を述べるものである。

第1 防空法の制定経緯

1 はじめに———防空法の制定・改正の経緯を知る重要性

防空体制がどのように創設され、どのように国民の義務が強化されていったのかを知ることは、空襲下の国民がおかれた状況を理解するうえで不可欠である。特に、防空法（1937年法律第47号）の成立および改正経緯について、時代背景を追いながら検討することが重要である。

防空とは、敵機発見のための防空監視や空襲警報発令のほか、爆撃を受けた際の災害対応などを含む体制および活動全般を指す用語である。これらは、本来は国家の軍事部門や警察部門が担う事項である。しかし、以下にみるとおり、戦前・戦中の日本政府は、「国民防空」の体制を確立し、広く国民に防空義務を課す方針を取った。その方針は、第二次世界大戦の終結まで維持

継続され、そのことが国民に対して深刻な空襲被害を生じさせる重要な要因となった。

大阪空襲訴訟の原告らの多くは、この防空体制下で空襲からの避難を禁止されたために壮絶な空襲を直接に受け、自己の身体や家族の生命を奪われるなど深刻な被害を受けたものと考えられる。本訴訟において、防空体制の推移、とりわけ戦況悪化の後に強化された防空義務が国民に与えた影響を詳細に知ることは極めて重要である。

以下において、防空法の成立および改正の経緯について述べることとする。

2 「防空法」制定当時の社会的背景

防空法は、1937年3月30日に帝国議会で可決・成立し、同年4月2日に公布され、同年10月1日に施行された。

同法が直接定める内容は、国家が行う防空に関する各機関の権限および責任の範囲、損失補償、そして防空に関する国民の義務である。来るべき空襲に対応するために制定されたかのようなようである。

しかし、同法制定当時は、未だ盧溝橋事件（1937年7月7日）による日中開戦以前の段階である。日本本土への空襲の危機が迫る状況とは程遠い時代である。そのような時期に同法律が制定された理由として、以下の点があげられる。

第一に、第一次世界大戦においてドイツが空襲を受けた事実などが政府要人に見聞されたことにより、これからの戦争は「前線と銃後」の区別が希薄となり国土防衛が重要性を増すことが認識された。そのことを特に重視した軍部・政府関係者が防空立法を推進した事実がある。

第二に、1937年3月時点では継続的な戦闘行為・交戦状態は存在しなかったものの、すでに中国の支配をめぐる緊張が高まっており、戦争の開始と遂行へ向けた体制構築が必要とされていた事実がある。

第三に、戦争遂行のためには、国民が戦争を支持・協力する世論形成が不可欠である。そのため、「敵から国を守る」という意識を国民に植え付けて、全国民を「防空訓練」に参加させるなどして、戦争体制に参加することは国民の義務であるという思想および体制を全国の隅々に浸透させる必要があっ

た。

1937年の防空法制定の当初においては上記第三の点、すなわち全国民に防空意識を植え付ける目的が重視されていた。それが戦況悪化によって現実の空襲の危険が高まると、より実戦的な防空体制構築のために防空法が改正強化されていった。この経緯を以下にみる。

3 「防空法」立法の契機——防空訓練の義務付けが意味するもの

帝国議会における防空法の法案審議中の答弁からは、主として防空演習のための法案であるかのような説明がなされている。まず、この点について概観したうえで、制定後の防空法がどのように変遷・強化されていったかをみることとする。

1937年3月22日、河原田稼吉内務大臣は、帝国議会に政府提出法案として上程された防空法案について、次のような趣旨説明を行っている。

「・・・従来より行ひましたる防空演習なるものは、之を法規に基き実施致して居るものでなく、即ち適宜官民の申合せに依り、
適当に之を行ふに過ぎないものでありまして、其実績に徴しまするに・・・地方に依り其方法区々に岐れて・・・単に一時的に其演習を行ふのみでは、有事の際に欠くべからざる諸般の設備を予め準備する上に於て十分ならざるの憾みもあるのでありまして、政府と致しましては一定の防空計画を樹て、それに基づき平素統制ある訓練を行ふと共に、必要な設備資材等の整備を為し、且つ其費用を負担すべき者を定め、又は国民に対して或種の義務を命ずるの必要を感じ、即ち防空に関する法規を制定するの必要なることを認め・・・」。(『衆議院議事速記録』第28号747頁)。

法案への質疑は2日間のみで迅速に進んだ。上記趣旨説明の5日後である3月27日には、本会議で野村嘉六委員長が次のように審議報告を行った。

「・・・従来行はれました各地の防空演習は、随時官民の申合

せに依って行はれたるに過ぎざるものでありまして、演習の内容も区々に分れ、一時的計画でありまして、是では到底完全なる効果を挙げられませぬから、訓練、実行全体に対しまして、法制にて権限関係の範囲を定め、適切な計画を行はんとする為に、本案を提出したと云ふ理由であります」(『衆議院議事速記録』33号926頁)。

衆議院での可決後、同年3月30日に行われた貴族院本会議で行われた防空法案特別委員長報告は、次のように述べている。

「(本法案は)・・・寧ろ**防空演習法案**と云ふやうに感じられるのでありますが・・・この原案で宜しいと云ふことになりまして・・・特別委員会は原案通り可決致しました」(『貴族院議事速記録』28号378頁)。

このように、防空法制定当初の立法目的は、「防空演習法案」という言葉が象徴するように、防空演習・訓練の全国的実施・統制に対する法的根拠の創出にあった。空襲が差し迫っていない当時においては、当然のこととも思われる。

しかし、この防空法制定による効果は、単に防空訓練という行事の円滑化だけではない。そのことは、次に示すような防空法の具体的規定からも明らかである。

4 防空訓練の実施だけでなく、徹底的な統制・動員が立法目的

防空訓練というイベントを円滑に実施するだけならば、法律の根拠など不要である。個々の開催日時・場所において行政機関が地域関係者の任意の協力を得て、行政機関が作成した全国共通マニュアルを使用して訓練を実施すればよいだけである。

しかし、それにとどまらず法律による明文根拠を創設しなければならなか

ったのは、任意の協力による防空訓練ではなく、民間施設や関係者を強制的に訓練に参加・協力させる必要があったからである。法人・私人を問わず、権利を制限し義務を課すためには法律の根拠が必要だからである（法律留保説）。

防空法10条1項は、内務大臣が「防空計画ノ設定者」に対して「防空ノ訓練」を命じ得ると定めている。ここでいう「防空計画ノ設定者」とは、地方長官およびその指定する市町村長のほか、防空上必要な施設を管理する行政機関以外の者を指す（防空法2、3条）。具体的には、「工場、鉱山、鉄道、軌道、水道又ハ電気、瓦斯、石油、電気通信、海運若ハ航空ニ関スル事業又ハ施設」をいう（防空法施行令2条）。すなわち、内務大臣が、各種の民間事業者に対して防空訓練を命じることができるようになったのである。その民間事業者の従業員への訓練従事義務も定められた（制定時の防空法10条2項）。当然ながら、命令を受けた者は防空訓練の実施および参加を拒否できなくなる。

このことは、地域や職場など日常の生活の場において、国民が徹底的に捕捉・統制・動員され、戦時体制に組み込まれていくことを意味していた。

実際に、当初は「防空訓練法案」と揶揄された防空法であるが、1937年の制定後、以下のように改正が重ねられ、実際の空襲時における「実戦的」な義務が追加規定されていった。

制定	1937年3月30日	(1937年法律第47号)
改正	1941年11月25日	(1941年法律第91号)
改正	1943年10月31日	(1943年法律第104号)

条文数は、制定当初は全22箇条であったが、1943年の最終改正後には全45箇条という2倍以上の分量になっている。

2度にわたる改正内容については後で触れるが、いずれも戦況悪化と空襲予測の現実化により、国民に対する防空義務を強化し、政府機関の権限を拡大するものとなっている。対米開戦（1941年12月）直前期から、「国民防空」の体制確立と強化を図る必要性が政府部内で広く認識され始めたこと

によるものである。

5 国民に防空義務を課す目的——「国民防空」の体制確立

防空法制定によって国民に防空義務を課した目的は、制定当初においては、空襲に対する直接の備えというよりも、むしろ地方機関や市民を効果的に統制し、末端にまで管理を浸透させる体制作りが主眼であった。これは、「国民防空」（あるいは、「民間防空」、「民防空」）の体制確立のために不可欠なものであった。だからこそ、未だ空襲予測が現実化しない1937年当時においても、この法律を制定する意味があったのである。

「国民防空」とは、軍が行う防空活動（軍防空）と不可分一体の形で、個々の国民が国防目的に奉仕して、国家体制を守る義務を負う体制のことである。あくまで、その目的は国家体制の保護であって、国民の生命・財産の保護を目的とするものではない。国民が保護されることは、国家を守ることにより生じ得る反射的利益に過ぎなかった。

こうした「国民防空」の考え方を明確に示す言葉として、陸軍大佐であった石井作次郎は、1942年発行の著作において次のように述べている

「国民防空は根本に於て、強い國家主義に發足せねばならぬ。即ち國民全体が國家と運命を共にすると云ふ殉國精神に出發してあるのでなければならぬ」、「國民は一人も残らず、……棄身となつて我が尊い國家を護り通すと云ふ決死の覺悟即ち防空精神を發揮することが何より大切である（る）」（石井作次郎『實際的防空指導』1942年、80頁）。

国民に対して、「国家と運命を共にする」、「棄身」、「決死」の覺悟すなわち「防空精神」の發揮が大切だと説いているのである。ここには、「国家が国民を守る」とか「国家は国民の福祉増進を目的とする」といった現代立憲国家の基本思想は一切存在しない。むしろ、「国民は自己を犠牲にして国家を守らなければならない」とする基本思想が貫かれている。

ここで用いられた「防空精神」という言葉について、1941年12月に

政府が発行した「時局防空必携」には、以下のような記述がある。

「 第三 民防空

其の一 防空精神

如何に物の準備があっても魂がしっかりしていないと役には立たない。特に防空の為には、老人も、子供も、男も、女も、一切の國民が次の心構え（防空精神）を持たねばならない。

- 1 全國民が「國土防衛の戦士である」との責任と名誉とを充分自覚すること。
- 2 お互いに扶^{たす}け合い、力を協^{あは}せ、命を投げ出して御國を守ること。
- 3 必勝の信念を以って各々持場を守ること。

此の防空精神は即ち日本精神である。 」

ここでも、國民が「命を投げ出して御國を守ること」が求められている。それが「防空精神」だということのである。

この「時局防空必携」は、内務省や軍部が編纂した小型冊子であり、全国の家庭へ400万部が頒布された(1941年12月2日付け朝日新聞大阪版)。当時の政府・軍部は、上記のような「防空精神」を全国の家庭へ浸透させようとしたのである。

國民に対して、防空法に基づく防空義務を現実に履行させるためには、このような「防空精神」を國民の規範的思想として流布し、これに反することは許されないという社会的実態・社会風潮を作出することは不可欠であった。

以下に、防空法の具体的内容のうち、特に國民に対してどのような義務が課されていたかをみることにする。

第2 防空法の内容

1 國民に課された広範な義務 ～ 改正のたびに広汎化・詳細化

防空法は、上記に述べた民間防空を実現するために制定された。その内容は、國民に対して広範な義務を課し、自由権および財産権を大幅に制限するものと

なっている。

以下の表は、制定時および2度の改正時における規定内容の拡充経緯である。改正のたびに、国民に対する命令や権利制限が拡大され、条文数が増加したことが分かる。

	1937年 制定時	1941年 改正後	1943年 改正後
事業施設についての防空計画の設定義務付け	3条1項	3条1項	3条1項
指定を受けた防空計画設定者による防空実施 およびそのために必要な設備資材の整備の義務付け	4条	4条	4条
特殊施設管理者・所有者による設備資材の整備、供用の義務付け	5条	5条	5条
木造建築物所有者への防火改修命令	—	5条ノ2	5条ノ2
防火改修命令による工事が完成しない場合の 防火改修工事の代執行	—	5条ノ3 罰則 19条ノ2	5条ノ3 罰則 19条ノ2
空襲による危害を著しく増大する虞のある建築物の建築禁止・制限、建築物除却、改築命令	—	5条ノ4 5条ノ6 罰則 19条ノ2	5条ノ4 5条ノ6 罰則 19条ノ2
建築物分散のための建築禁止・制限 1941年改正：工場その他の特殊建築物のみ 1943年改正：建築物一般に拡大	—	5条ノ5 第1項 罰則 19条ノ2	5条ノ5 第1項 罰則 19条ノ2
物件の移転命令	—	5条ノ7	5条ノ7

		罰則 19条ノ2	罰則 19条ノ2
施設・事業の移転、分散疎開、転換の命令	—	—	5条ノ7 罰則 19条ノ2
防空設備整備のための、土地・工作物・物件の 収用または使用	—	—	5条ノ8
一定区域内への転居禁止および移転命令、 一定区域内の建築物の使用・譲渡・処分に関する命令	—	—	5条ノ9 5条ノ10 罰則 19条ノ2
特殊技能者、防空計画設定者の従業者等への防空 従事命令 1941年改正：従事命令の対象者を「防空に関する特別の教育訓練を受けた者」にも拡大	6条 罰則 18条	6条 罰則 19条2号	6条 罰則 19条2号
監視従事員の指定および従事命令	—	6条ノ2 罰則 19条1号	6条ノ2 罰則 19条1号
灯火管制時における光の秘匿	8条 罰則 19条	8条 罰則 19条2号	8条 罰則 19条2号
音響を発する設備装置の使用禁止・制限	—	8条ノ2 罰則 19条ノ2	8条ノ2 罰則 19条ノ2
一定区域からの退去禁止命令・退去制限命令	—	8条ノ3	8条ノ3

		罰則 19条ノ2	罰則 19条ノ2
住居等の移転命令に際して必要な建築物使用に関する命令	—	—	8条ノ4
営業等の禁止・制限等に関する命令	—	—	8条ノ5 罰則 19条ノ2
鉄道・航空機・船舶・車両等による人・物の移動制限 (1843年改正により箇条変更)	—	8条ノ4 罰則 19条ノ2	8条ノ6 罰則 19条ノ2
火災危険時の応急消火義務 (1843年改正により箇条変更)	—	8条ノ5 罰則 19条ノ3	8条ノ7 罰則 19条ノ3
土地家屋の一時使用、物件の収用・使用、防空実施区域内の所有者への防空従事命令	9条1項	9条1項	9条1項
防空訓練をなす命令	10条1項	10条1項	10条1項
防空訓練時における設備資材供用・特殊技能者の従事命令・灯火管制中の光の秘匿・応急消火義務	—	10条2項	10条2項
防空訓練時における防空計画設定者の従業者等への防空従事命令	10条2項	10条2項	10条2項
防空に関する調査のための資料提出命令、立入検査	11条1項 罰則 19条	11条1項 罰則 19条ノ3	11条1項 罰則 19条ノ3
防空従事のため負傷・死亡した者への扶助金の	12条	12条	12条

支給 ※ 1941年改正以降は、応急消火義務を負う 一般市民も扶助金の支給対象となった。		1項・2項	1項・2項
防空のための資材供用、土地家屋の収用・使用、 損失補償	13条	13条1項	13条1項

2 退去禁止と応急消火義務の規定

(1) もっとも多くの国民に直接的な義務を課した規定

防空法の各規定のなかで、もっとも多くの国民に対して直接的な防空協力義務を課し、防空体制から逃げるできないという威嚇効果を生じさせたのは、都市からの退去禁止（8条ノ3）と応急消火義務（1941年改正時8条ノ5、1943年改正時8条ノ7）である。いずれも1941年改正により新設された義務である。

各条文の文言および実施状況をみることにする。（なお、以下においては、特に注記しない限り、1943年改正後の条文を引用する。）

(2) 空襲時の退去の禁止（8条の3）

ア 広汎な市民に対して、退去が禁止された

防空法8条の3は、次のように規定していた。（罰則を伴っていた点については、後で述べる。）

防空法 第8条の3

主務大臣ハ防空上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定区域内ニ居住スル者ニ対シ期間ヲ限り其ノ区域ヨリノ退去ヲ禁止若ハ制限シ又ハ退去ヲ命ズルコトヲ得

文言をみると、一定区域の居住者に、期間を限定して、退去を命じることができる、との規定形式となっている。これだけをみると、限定的かつ一時的な退去禁止にすぎないようにも思われる。しかし、実際には、一部の例外を除く

広汎な国民に退去禁止が義務付けられた。

1941年11月18日付の朝日新聞（甲A35）は、防空法改正についての内務省防空局長の談話を掲載した。その一部分を以下に示す。

見出し「働ける隣組員の都市退去を禁止」

本文「我國の現状は自衛防空が民防空の根幹をなすので事前に都市より退去することを禁止制限し得ることとし、隣組等の応急防火を法律上の義務としたのである」

「働ける隣組員の都市退去を禁止」と見出しで強調されているとおり、防空法8条ノ3は全国の都市住民に対して、広汎に退去を禁止するために設けられた規定であった。（ここで「隣組員」という用語が用いられているが、都市住民全員が隣組に所属していたので、「隣組員の退去禁止」は、「都市住民の退去禁止」と同義である。）

防空法に対応して改正された防空法施行令（甲A23・557頁）は、その7条ノ2各号において、次の者のみが退去禁止の対象にならないと定めている。逆に、それ以外の圧倒的多数の都市住民は、退去を禁止されたのである。

（防空法施行令7条ノ2）

- 一 国民学校初等科児童又ハ年齢七年未滿ノ者
- 二 妊婦、産婦又ハ褥婦
- 三 年齢六十五年ヲ超ユル者、傷病者又ハ不具廢疾者ニシテ防空ノ実施ニ従事スルコト能ハザルモノ
- 四 前各号ニ掲グル者ノ保護ニ欠クベカラザル者

上記以外の国民は、ことごとく退去を禁止されたのである。そのことは、次にみる1941年11月27日付の朝日新聞（甲A37）にも表れている。

見出し「劇場、映画の客も防空陣へ動員 防空法の実施細目決まる」

本文 「自衛防空が民防空の根幹をなすといふ建前から非常に際し事前に都市より退去することを禁止制限し これに違反すれば一年以下の懲役または千円以下の罰金に処されることになり新しく罰則が強化されることになったが この制限の範囲外に置かれる者は乳幼児、妊産婦、学童、七歳未満の者、病人、不具者および防空業務を担当出来る老人となっているので たとひ六十歳前後の老人でも働き得る者は残らねばならない。

この規定によれば 前記の人達は地方の親戚や知人を頼って事前退去が出来るが、この際 所轄警察署の許可証を受けこの証明で退去先の地方から生活実需品の配給券を交付されるやう生活上の考慮も払われてをり、なほ退去者の保護に当たる者も制限外と見なすことになってゐるが 目的を達した際は可及的速やかに旧の地域に復せねばならない」

このように、防空法施行令の実施により、「たとひ六十歳前後の老人でも働き得る者は残らねばならない。」とされ、ほぼ全面的に都市からの退去が禁止されていたことが分かる。

退去禁止の例外とされた者も、上記の記事のとおり、所轄の警察署の発行する許可証がなければ地方へ退去することができなかつた。しかも、「目的を達した際は可及的速やかに旧の地域に復せねばならない」、すなわち出産や傷病治療を終えた者は早急に都市へ復帰することが求められていたのである。

イ 疎開は、「防空の足手まとい」の者を退去させるため実施された

都市からの退去禁止とは反対に、都市部の児童を地方へ移転させる学童疎開が行われたことは周知の事実である。これは、あくまで防空活動を円滑にするための施策であり、児童の生命を保護することが主目的ではなかつた。

そのことは、1944年12月11日に東京都が発した通牒からも明らかである。同月13日付の毎日新聞戦時版（甲A50）は以下の記事を掲載している。

見出し「生産、防衛要員 疎開足止め 老、幼、病、妊は推進」

本文 「都防衛当局では 帝都の防衛態勢を強化するため防空活動の足手纏ひとなる老幼、病者、妊産婦の人員疎開を重点的に強化する一方 軍需生産、防空業務等に従事する人々はあくまで帝都に踏みとどまり冷静沈着にわれらの帝都を防護せしめるべくこれらの人員に対する疎開を抑止することになり十一日各区役所に対し通牒を發した」

このように、児童など弱者の疎開は「防空活動の足手纏ひ」であるから疎開させるといふのである。学童疎開は、このような考えのもとにおこなわれた。

学童疎開は小学6年生までの児童を対象とするものであり、それ以上の学年の生徒は学校報国隊などに強制的に編入させられて防空体制に組み込まれていた。

ウ 退去禁止に違反した場合の罰則—— 都市から逃げられない重圧

都市からの退去禁止（8条の3）に違反した場合、「六月以下ノ懲役又ハ五百円以下の罰金ニ処ス」と規定されていた（19条の2、第2号）。

実際にこの条項により処罰された例は少ないと思われるが、単に努力義務として規定されたのではなく罰則をもって禁止されたこと自体が、都市の住民に対して強度の威嚇効果をもたらしたことは想像に難くない。

前述の新聞記事も、罰則が規定され処罰されることを明記している。処罰規定の存在を国民に周知させることによって、都市退去ができないことを嚴重に知らしめることにこそ、この処罰規定の存在意義がある。

しかも、防空法違反は「国家を守る義務」に違反した罪であり、天皇に仕える臣民としての義務に背くものである。したがって、「懲役6ヶ月、罰金500円」という法定刑の存在は、同時に、「国民の義務を守らない非国民」との烙印を押されて社会から疎外されることを意味する。そのことへの恐怖心と相俟って、都市住民は「都市から逃げることは許されない」という重圧を課されることとなった。

エ 空襲激化を前に、より強力に都市人員を残留させる閣議決定

サイパン島などが陥落したため空襲の本格化が確実視された1945年（昭和20年）1月19日、政府は「空襲対策緊急強化要綱」を閣議決定した（甲A26）。

この当時、東京や大阪の大空襲は未だ行われていなかったが、軍事基地等への散発的な空襲はすでに始まっていた。それを受けて同閣議決定は、冒頭で「空襲ノ愈々熾烈化セントスル情勢ニ鑑ミ」と述べ、一層の防空強化を図る方針を示している。

そして「第二、戦時緊要人員ノ残留確保」の項では、人員疎開はするものの都市防衛に必要な人員については「地方転出防止ニ関シ強力ナル指導ヲ加ヘ職域死守ノ敢闘精神ヲ昂揚セシムルト共ニ所要ニ応ジ防空法又ハ国家総動員法ニ依リ之ガ残留ヲ確保セントス」としている。

すなわち、疎開による人口流出を防ぐために「強力なる指導」や「職域死守ノ敢闘精神ヲ昂揚」させる方針を徹底し、そのためには強制措置や罰則を含む防空法や国家総動員法の発動も辞さないというのである。

この方針が出されてから2か月を経ないうちに、東京と大阪が大空襲の被害を受け、政府の指示により都市に残留させられた多くの市民が犠牲となった。

オ 終戦間近になっても都市残留者を「絶対確保」する閣議決定

空襲により、すでに東京・大阪を含む全国多数の都市が焼け野原になっていた1945年（昭和20年）7月10日、政府は「空襲激化ニ伴フ緊急防衛対策要綱」を閣議決定した（甲A29）。

同要綱は、「今後愈々激化スベキ空襲ニ対処シ重要軍需生産並ニ之等ニ関聯スル必須ノ運輸、通信等ノ確保ヲ重点トシ国土全域ニ亘ル防空態勢ノ強化ヲ図ル為」、つまり国民の生命を守るためではなく軍需生産や 運輸・通信手段を確保するための対応方針を定めている。

同要綱は、人員疎開については「可及的鉄道輸送ニ依ラザルモノトス」と定め、これに基づき鉄道を用いた疎開は原則として禁止された。

その第一の理由は軍需輸送を優先するためであり、第二の理由は都市からの人口大量流出を防ぐため疎開を困難にさせた、というものであった。

当時の民間人の大多数は自家用車を保有していなかったため、鉄道を使わずに家財を運んで疎開することは実質的に不可能であった。

また、同要綱には、「二、都市要残留者ノ確保」という項目があり、都市に残留する者を要因として「絶対確保」というものであった。

このように、多大な被害を受け、多くの国民の生命が奪われ、あと1ヶ月で終戦という時期においても、被告国は国民が都市から退去することを原則として認めない政策を続け、そのまま終戦を迎えたのである。

カ 退去禁止は「効果」があった——それゆえに空襲被害を重大化した

(ア) 実際に、多くの市民が都市にとどまった

退去禁止が命じられていたために、多くの都市住民は空襲が予測されるにもかかわらず都市に居住し続けた。

全国の都市への大規模空襲が開始されたのは1945年3月10日の東京大空襲からであるが、それ以前にも軍事基地・軍需工場やその周辺を標的にした空襲は頻発していた。そのうえ更に東京大空襲の甚大な被害が生じたのである。

今日ほど報道・通信手段が発達していなかったとしても、すでにラジオや電話は全国に普及し、新聞によって各地の情報が翌日には全国へ報道される時代であった。したがって、「東京大空襲では一晩で約十万人の犠牲者が出た」という事実がまたたく間に全国へ報道されることは、決して技術的・物理的に不可能ではなかった。

空襲被害を知れば、多くの市民は「空襲は怖い、逃げよう」、「次は大阪や名古屋が狙われる」と恐怖心を抱き、都市から地方へ逃げ出す群衆が列をなすという事態が生じても不思議ではない。ところが、そのような事態は生じなかった。

いかに罰則をもって退去禁止が命じられていたとしても、自分の生命が危機に瀕していることを承知のうえで多数の市民が都市に居住し続けたというのは、現代の感覚からは容易に信じ難い。そのこと自体に、当時の市民がおかれた極めて異常な状況、いわば「空襲の下に縛られていた状況」が示されている。

こうした状況が作り出されたのは、法制度の面からいえば防空法8条の3の退去禁止規定が存在したことが最大の原因である。それとともに、政府・軍部

が空襲の実相を国民に秘匿し、「空襲は怖くない。焼夷弾から逃げずに消火をしなければならない。」という思想を流布する戦略をとったことも不可欠の要因であった。この点については、後にくわしく触れることとする。

(イ) 退去禁止により被害が重大化した実例

防空法 8 条の 3 の規定は、全国の市民を都市に居住させ続けたという効果だけでなく、一度は空襲を怖れて都市を離れた市民を強制的に都市へ戻らせるという効果まで発揮した。

1945年7月27日、米空軍は青森市に、爆撃予告ビラを大量に投下した。当時すでに東京や大阪などの大都市は空襲後の焼け野原になっており、青森市でも同年7月14・15日に空襲を受けていたので、報道規制はあったものの青森市民は空襲被害の実相を十分に知っていた。そのため、空襲予告ビラの内容は単なる「脅し」ではないと思った青森市民の多くは、恐怖のあまり近隣の町村へ疎開をはじめた。それを知った青森県の金井知事は、この防空法の退去禁止規定を根拠として、7月28日までに青森市に帰らないと、町会台帳より削除し、配給物資を停止すると市民に通告した。物資窮乏のもと、配給を止められることは生存手段を失うことになる。そのため青森市民は、仕方なく再び青森市に戻って行った。まさに青森市民が戻るべき期限とされた7月28日に、B29爆撃機65機が午後10時30分頃から約1時間20分間にわたり574トンの焼夷弾を青森市に投下し、同市内は大火災となった。知事の命令により青森市へ戻った多くの市民が焼死したのである（「日本の空襲1 北海道・東北」三省堂刊 107頁）。

この青森市の事例は、きわめて直接的に、防空法の退去禁止規定によって空襲被害を受けるに至った事例である。これほどまで直接的な事例でなくても、都市から退去できなかつたために空襲の犠牲となった市民が数多く存在することは明らかである。

(3) 応急防火活動の義務付け（8条の7）

ア 建物の周囲の者は、全員が応急消火義務を負う

防空法 8 条の 7 は、次のような規定である。なお、この条文は、1941年

改正時の条文は8条の5、1943年改正により8条の7となったものである。

防空法 第8条の7

- 1 項 空襲ニ因リ建築物ニ火災ノ危険ヲ生ジタルトキハ其ノ管理者、所有者、居住者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ応急防火ヲ為スベシ
- 2 項 前項ノ場合ニ於テハ現場附近ニ在ル者ハ同項ニ掲グル者ノ為ス応急防火ニ協カスベシ

第1項により建物の管理者・所有者・居住者が応急消火を義務付けられるだけでなく、第2項によって、空襲時に現場付近にたまたま居合わせた者まで、応急防火の協力義務が課せられたのである。

この条項が念頭においていた空襲は、軍事工場を標的とした局所的な空襲だけでなく、市民の居住地を広範囲に狙い木造住宅を大量に破壊する無差別空襲である。そのことは、すでに各地で実施されていた防空訓練が「自分の街に焼夷弾が場合」を想定していたことから分かる。

焼夷弾により瞬時に周囲の建物が炎に包まれて燃え広がることは、中国の重慶に空襲爆撃を繰り返していた日本政府・軍部の要人は十分に理解していた。第一次世界大戦でドイツのドリスデン空襲の被害実相も、政府部内では知られていた。したがって当然ながら、防空法8条の7が念頭に置く応急防火活動は、たった一軒の家だけが燃えている状況ではなく、周囲の建物が一斉に火を噴きだして燃焼する危険な状況下の消火活動である。つまり、寸分の例外規定すら設けずに、建築物に火災の危険が生じた時は、自己の生命を投げ打って消火活動に身を投げ出すことが義務付けられたのである。そのことは、次に紹介する当時の新聞記事や政府発行書籍からも分かる。

イ 応急防火義務違反に対する罰則

この応急消火の義務（8条の7）に違反した者に対しては、500円以下の罰金（19条の3、第1号）が定められていた。

退去禁止違反の罰則（19条の2、第2号）とは異なり、懲役刑は定められ

ていない。しかし、1941年（昭和16年）当時の教員の初任給は55円であり、その約9カ月分もの多額の罰金が課せられるものである。そのこと自体が、当時の市民に対して「焼夷弾から逃げずに消火活動をしなければならない」という重圧になったことは明らかである。

罰則を設けることは、実際に処罰する際の裁判規範としての機能を目的とするだけでなく、罰則の存在自体によって義務の遵守を確実に履行させる目的、つまり禁止規範を実効化させる目的があることは明らかである。

なお、現行の消防法25条1項には、火災が発生した建物の関係者は、消防隊が現場に駆け付けるまでは消火や延焼防止に努めるべきとする規定がある。しかし、これには罰則は設けられていない。同法はあくまで消防の専門家である消防士が緊急車両で早急に駆け付けるまでの短時間についての規定である。しかも、建物関係者以外の者（たまたま居合わせた者）には消火への協力は義務付けられていない。こうした点から、防空法8条の7は、現行法には存在しない広汎かつ重度の危険性がある義務を一般市民に課したもといえる。

ウ 応急防火義務は、国民に強く周知徹底された

防空法の改正により応急防火義務が法定されたことを、1941年11月27日付の朝日新聞（甲A37）は以下のように報道した。

見出し「防空法の実施細目決まる」

本文 「デパート、映画館、その他劇場等が空襲を受け火災の危険を生じた場合は原則として客は待避し夫々特設防護団人が応急防火に當らねばならぬが、その時の情勢により 客でも応急防火に協力せねばならない」

「その他 下宿人、会社員、工場従業員等が命令の定める所に依り応急防火の義務があることは勿論で これも違反すれば 処罰される」

このようにして国民は、防空法改正によって都市からの退去禁止（8条の3）と空襲時の応急防火義務（8条の7）がいずれも罰則を伴って課されたことを

大々的に知らされたのである。

オ 防空壕への避難も許されず、直ちに消火するよう命じられた

(ア) 応急消火義務を貫徹することの帰結

——「すぐに飛び出して消火せよ」

法律上の応急消火義務が規定されていても、いざ空襲時に目の前に大火災が生じたら、人間は本能的に逃げようとする。「国民が自分の命を守ろうとすると、火の海に飛び込んで消火活動をする事ができない。」「防空壕や地下道に避難することを許していたら、応急消火義務は画餅に帰する。」ということとは、政府も当然に理解していた。という問題を解決する必要があった。

そこで政府は、1941年の防空法改正と同時期に、それまで「防空壕」と呼称していたものを「待避所」と言い改めることとして、「待避所（防空壕）への避難を禁止する」、「空襲を受けたら、すぐに待避所から飛び出して消火せよ」と命じる方針に転換した。このことが、空襲被害を拡大した。

以下に、その経緯をみることとする。

(イ) 防空法改正前の方針——堅固な「防空壕」の作成を指示

まず、防空法改正前の政府の防空壕政策を示すものとして、内務省計画局が1938年（昭和13年）10月に発行した「国民防空の葉」に以下の記載がある。

「国民防空の葉」 内務省計画局 1938年10月

「木造家屋ハ破壊爆弾ニ対シテハ全ク無抵抗デアルカラ空地ニ壕ヲ掘リ空襲時ニ備ヘル必要ガアル」

「防空壕ハ庭又ハ空地ニ湿地ヲ避ケテ作ルコト」

「防空壕ノ各材ハ釘、鉄、鉄線、方杖等デ堅固トスルコト」

このように、政府は当初から日本に多く存在する木造家屋の脆弱性を認識し、爆弾に対応しうる堅固な「防空壕」を、建物内ではなく庭に作るべきであると指導していた。

内務省計画局が1940年（昭和15年）12月23日に発した「防空壕構築指導要領」においても、「防空壕」は原則として家庭の「敷地内空地」（すなわち外庭・中庭）に設置することとされていた（甲B14・83頁）。

（ウ）1941年の防空法改正後、防空壕についての方針を大転換

1941年（昭和16年）12月に防空法が改正されて空襲時の退去禁止および応急消火義務が法定されると、それに伴って防空壕に関する方針も大転換を遂げた。

国民が自宅に作るべき防空壕は、これまでのような堅固なものではなく、簡易な一時待避所とすべきとされた。

そして、設置場所は庭ではなく、すぐに出られるよう床下や軒下に設置すべきとされた。

それを示す資料として、内務省防空局が1942年（昭和17年）8月に発表した「防空待避所の作り方」（甲A20・19頁）には、以下のような驚くべき記載が並んでいる。

「防空待避所の作り方」 内務省防空局 1942年8月

（待避所の設置目的について）

「敵機が見えたり、高射砲が聞こえたりしだして爆撃の危険が近づいた時や、防護監視員から知らせがあったら、特に防空の配置に在るものの外、速かに手近の適当な場所に待避して一時危険を避け、自分の家や職場に、爆弾や焼夷弾が落ちたその時にこそ、直ぐにとび出して行って防護活動を始めるやうにしなければなりません。

即ち待避は決して単に逃げ隠れすることではなく、積極的に防護活動をするため、一时无駄な危害を避けて待機することです。」

（待避所の設置場所について）

「家の外に作るか、家の中に作るか、二つの場合が考へられますが、一般には家の中に作った方が、雨水の流入の虞れがなく、夜間や厳寒時の使用を考えてみても一層便利であると思ひます。なほまた外にい

るよりも家の中にいる方が、自家に落下する焼夷弾がよく分かり、応急防火のための出勤も容易であると考へます。」

(待避所の設置方法について)

「床上よりは位置の低い床下の方が安全です。そして土は立派な掩護物ですから、床下に穴を掘って畳や床板を外せば、すぐ待避所に使へるようにするのが、最も手近な方法の一つです。」

「体を伏せているのならば、穴の深さも僅かで済みます。」

「附近に爆弾が落ち、その衝動でいろいろの物が落下して来るとしても、床が自然の掩蓋（えんがい）となって支えてくれますから誠に便利です。」

以上のように、政府は、空襲が起きたらすぐに飛び出して消火をすること、待避所は一時的に危険を避けるための場所であって逃避・避難の場所ではないという方針を明示したのである。だからこそ「防空壕」ではなく「待避所」と呼称することとしたのであり、しかも「退避所」ではなく「待避所」とされたのである。

設置方法も無責任なものである。床下に穴さえ掘れば周囲の土や床板に守られて安全であるというのである。しかし、米軍機が上空から投下する爆弾や焼夷弾の威力は、1枚の床板で遮られるような弱いものではない。また、通風換気も考慮されていないので、頭上の建物が延焼した場合には直ちに酸素不足になり窒息死してしまう。

特に驚きに値するのが、「外にいるよりも家の中にいる方が、自家に落下する焼夷弾がよく分かり、応急防火のための出勤も容易であると考へます」という記述である。頭上に焼夷弾が降って来たら、その瞬間に家屋全体に油脂が飛び散り強力な燃焼を始めるか、屋根や天井が崩れて頭上に覆いかぶさってくる極めて危険な状況になるのであり、悠長に「落下する焼夷弾がよく分かる」などという暇はないはずである。

上記のほか、「防空待避所の作り方」には、弾片（爆弾の破片）の貫通を防ぐためには、土を80センチ盛り上げればよく、あるいは「布団を積み上げたものなら100センチ」、「書籍、紙等を詰めたものなら40センチ」の厚さ

があれば弾片の貫通を防げると記載されている。しかし、布団や紙で爆弾や焼夷弾を防げるはずがなく、容易に貫通して燃焼してしまうことは明らかである。

(エ) 防空壕政策の転換の理由

——危険であると熟知しながら、なぜ政策転換したか

そもそも政府自身は、1941年以前には堅固な防空壕設置を推奨していたのである。つまり、簡易な堅穴を床下に作るだけでは極めて危険であることは、以前から十分に知っていたのである。それでも政府は、上記のように簡易かつ危険な「待避所」設置という政策への転換を行った。

このような政策転換の理由は、二つある。

第一に、空襲時に長時間にわたり滞在できる安全な防空壕を作ってしまうと、外で消火活動をする者が減る恐れがあるからである（それとともに、堅固な防空壕を設置する必要性を強調することは、空襲の危険性を印象付けて恐怖心を流布することになってしまう。）。

第二に、防空壕の設置はすべて国民が自費・自力で行うしかなかったからである。政府は、国民に対して防空壕の設置のための資材提供や資金援助を一切しなかった。そのため自宅の床下や軒下を掘り下げて堅穴を作るくらいしかなかった。

このような防空壕では、およそ本格的な大規模空襲に耐えることはできない。

(オ) 誤った防空壕政策のために、空襲被害が拡大した

空襲の際には、頭上の建物が倒壊して下敷きになって死亡する者、火災による内部温度の急上昇により死亡する者、酸素不足により窒息死する者が多数にのぼった。いずれも、防空壕が簡易で強度に乏しい上、その多くが床下に設置されていたために生じた被害である。

また、空襲直後に防空壕（待避所）から出て消火活動に従事しているうちに死亡したものも少なくない。

これらの被害は、政府が地域ごとに公共用の大規模避難施設を設置したり、空襲警報発令と同時に空地や公園などの避難区域に避難することが許されていれば回避できた可能性が高い被害である。ところが、そのような政策は一切と

られなかった。

大都市部では、駅や役所などの公共施設に公共用の大型防空壕が作られた例はあるが、それは主として勤務員が一時待避するために作られたものであり、大量の市民が一度に待避できるような防空壕は存在しなかった。

本来なら避難に有用な地下鉄は、一般市民が避難に使用することが禁止された。そのことは、防空法改正の帝国議会審議を報じる新聞が「“空襲下における地下鉄避難行はず” 貴院防空委員会で当局言明」という大見出し付きで一面で報じた。これにより、政府の指示により空襲時に地下鉄や地下道の入口が閉鎖されて入場禁止とされた。ロンドンでは地下鉄の駅や通路が大規模な講習避難場所として開放され、多数の市民が逃げ込んで命が救われたことと比べて余りに冷酷な措置である。

このように、危険な防空壕（待避所）への一時待避を義務付けて、安全な場所への退去を認めない政策がとられたことは、空襲被害を著しく拡大・深刻化させたのである。

エ 応急消火義務の存在が、空襲被害を拡大した

————— 「民防空」という国策が生み出した重大な被害

応急消火義務は、単に法律上の規定として設けられただけではなく、実社会に浸透して「効果」をあげた。すなわち、多くの国民は「空襲時に逃げてはならず、防火活動に従事しなければならない。」という意識を植え付けられ、そのために「私は家を守るから、子どもたちだけで逃げなさい。」と言った大人が命を失った例が数多く語り伝えられているし、隣組の防空活動に命を殉じた者も多数存在する。「逃げ遅れた」というよりも、「最初から逃げるつもりのないままに火の海に取り囲まれた」というべき事例が数多く存在するのである。生き残った者も、もっと早期に、つまり警戒警報や空襲警報が発令された時点で消火活動など放棄して避難していれば、負傷して障害を負わなくて済んだとみられる事例が数多く存在する。

これらの事象は、すでに退去禁止の項で述べたとおり、現代の感覚からみれば非常に不思議なことである。米軍機が南洋から接近して警戒警報が発令されても、なぜ市民は逃げようとせずに床下の「防空壕」などに身を寄せたのか。

さらに、まさに頭上に米軍機が飛来して焼夷弾が降りかかり町中が火の海になっている最中に、すぐに安全な場所へ避難するのではなく、なぜ危険かつ無謀な防空活動に身を投じたのか。

その理由は、単に防空法の規定が存在したからというのではなく、政府・軍部が国民に対して巧妙かつ複合的な情報操作や虚偽宣伝を行ったことにある。

以下では項を改めて、国民を空襲の下に縛り付けた政府・軍部の国策がどのように実施されたかをみることにする。

第3 どのようにして、国民は危険な空襲下におかれたか

1 はじめに——退去禁止・応急防火義務は戦争遂行のための国策

退去禁止や応急防火義務は、いくら法律で規定をしても、簡単に目的達成される訳ではない。自己の生命を守りたいという本能的感覚からすれば、空襲が予想される都市からは逃げたくなるのが通常であり、燃え上がる建物からは避難したくなるのが自然である。

しかし、戦争を遂行するためには、全国民を戦争協力体制に組み込ませる必要がある。都市住民が地方へ逃げ出せば都市機能が崩壊して経済状況も悪化してしまう。厭戦的な感情も蔓延してしまい、ついには戦争遂行が不可能となる。

防空法による退去禁止と応急防火義務は、そうした事態を回避するために法制化されたものである。すなわち、形式的には空襲に対する都市の防衛のための規定であるが、より実質的には国策として戦争を遂行するために全国民（とりわけ空襲が予測される都市住民）を戦争体制に組み込むための規定である。

政府は、防空法の規定を実効化して戦争を遂行するために、①国民に対する宣伝によって「空襲から逃げてはならない」という思想を植え付けるとともに、②隣組の組織化による相互監視体制を構築することによって「空襲から逃げたくても逃げられない」という社会的圧力を加えるという国策をとった。

この点について、以下に詳しくみることにする。

2 「隣組」の組織化による防空体制の構築

(1) 国民防空体制の基本単位としての「隣組」

ア 内務省の要綱と、市町村規則に基づき組織された隣組

これまで述べた「国民防空」の体制を現実には作用させるためには、空襲が予想される都市の住民を組織化して集団的に防空の任務に就かせることが必要であった。

また、空襲を恐れて逃げることを許さない相互監視の体制を構築することも不可欠であった。

そこで当時の政府は、主務大臣や地方長官を頂点とする指揮命令系統の最下部に、地域住民からなる「隣組」や、職場や学校の「報国隊」などを組織化した。

「隣組」とは、1940年（昭和15年）9月に内務省が発した「部落会、町内会、隣保班、市町村常会整備要綱」（いわゆる隣組強化法）によって制度化された5～10軒程度の家庭からなる防空の基本単位である。政府・軍部の指揮命令に服する上意下達型の防空機関として、全国津々浦々に組織された。

大阪市に例をみると、1943年（昭和18年）当時の大阪市町会規則（甲A32・15頁）が組織体制を定めている。「隣組」は、大阪市が制定した町会規則に基づいて町会が設置し（同規則2条3項）、その世帯数や組織体制は同規則で定められている（同規則28～33条）。その「隣組」を含む町会は、大阪市長の監督に服し（同規則14条）、「防空防護ノ強化」等を目的とする「防護部」の設置も義務付けられていた（同規則34条・36条）。まさに隣組は上位下達型の官製組織なのである。

隣組の会議や、隣組の組長らが集まる町会常会には、陸軍将校や警察官が出席して防空活動につき指示や訓示を述べることもあった。一例として1944年（昭和19年）3月2日の朝日新聞（甲A46）は、東京都内の3町会につき1箇所割合で合計900箇所の会場で、陸軍将校が常会に出席して「戦局の実相を講話して都民の総決起を促すことになっている」、そして閉会後は、「参会者は各自の隣組で趣旨ならびに指示を全組員に透徹し八百万都民が一丸となつての総決起を促す」と報道している。このことから、隣組が軍隊の作戦に順応して、その指揮系統下に属しながら防空活動を行う組織であったことが分かる。

イ 防空法改正後、特に防空義務を貫徹するために隣組を強化

(ア) 防空法改正の直後に実施された訓練

隣組は、特に1941年（昭和16年）の防空法改正後は、国民の防空義務を貫徹するため不可欠なものとして重視された。

たとえば大阪府消防課は、同年12月に、応急防火義務を徹底するため6ヶ月間にわたり全ての隣組に「実地指導訓練」を行うこととした。それを伝える1941年12月21日付の朝日新聞（大阪版）の記事は、次のように記している。

見出し 「ポンプ 誰でも操作を 改正防空法で隣組を訓練」

本文 「二十日から改正防空法が実施され、空襲により建築物に火災が生じた場合、その管理者、所有者、居住者およびその付近の通行人は応急防火に協力する義務を持つこととなったが、府消防課ではこれを徹底させるとともに、1月中旬から6ヶ月間に亘り市内の全隣組および特設防護団に自衛（応急）防火の実地訓練を行ふ

これは各消防、警察署ごとに日曜祭日を除き毎日1町會ごとに係官が出動してその町會内の全隣組員を集めて手をとって応急防火訓練を行ひ、同時に各町會に既に数多く設備された腕用ポンプを誰でも操作できるように教へ込み、隣組だけで鉄壁の防空陣を布かせようといふのである」

この記事からも分かるように、隣組は決して自主的に組織された親睦組織とは異なり、警察や消防組織と一体となり、その指揮系統下において防空活動に従事する組織だったのである。

(イ) 政府も隣組を「防空の組織」と位置付けた

政府が全国の都市へ配布した「時局防空必携」という冊子の昭和18年改訂版（甲A18）には、隣組は「防空の組織」とであると明記する次のような記載がある。

時局防空必携（昭和18年版）

第三 防空ノ組織

防空上最モ大切ナコトハ各自ガソレゾレ全カヲ挙ゲテソノ持場ヲ守ルコトデアル。ソノ為ニ自衛防空機関トシテ家庭防空ニハ隣組ガアリ、官公署、学校、工場、銀行、會社ニハ特設防護団ガアル。

自衛防空機関ノ手ノ足りナイトコロヤカノ及バナイ場合ニハ、警防団ヤ警察署、消防署、市町村ノ防空機関等ガ出動シテ防空活動ヲスル。

続いて「時局防空必携」には、警戒警報や空襲警報の発令時など各場合における隣組の任務が明示されている。具体的には、防火用資材の確保（6頁）、防護監視所の設置（7頁）、警報の伝達（8～9頁）、焼夷弾が落下して火災になった場合の消火活動（13～14頁）など多岐にわたるものであった。どこをみても「避難」を認める記載はなく、原則として消防・警察に頼らずに自力で消火活動をすることが義務付けられていた。

（この「時局防空必携」の詳細については、後でも述べる。）

（ウ）大阪府警察局の「家庭・隣組防空指導書」

1944年12月、全国の警察局が「家庭・隣組防空指導書」を作成し、各府県内の全戸に配布した。内容は全国でほぼ同じである。

大阪府警察局が作成した同指導書（甲A33・75頁以下）には、以下のような記載がある。

「この防空は陸海軍の行ふ防衛に即応して行われるのであって、軍官民が一体となり、どんな困難にも打ち勝ち、それぞれの任務に邁進して、初めて隙のない護りを固め得るのである。」（甲A33・84頁、下線部は原告ら代理人による）

「防空上最も大切なことは、各自がそれぞれ全力を挙げてその持場を守ることである。そのために、自衛防空機関として家庭防空には隣組があり、官公署、学校、工場、銀行、会社等には特設防護団がある。」（甲A33・84頁）

このような記述に続いて同「指導書」は、隣組が常備すべき防火用資材・防護監視所・待避所について定め、隣組における監視・防火・連絡等について防

空従事者の分担を義務付けている。

そして、家庭や隣組に対して、「防空活動の出来る者は全部防空に当る」ことを求めており（甲A33・92頁）、隣組が平素から空襲への備えや防空訓練を行うとともに、空襲時の警報伝達や防護監視、さらには延焼防止を目的とする組織的な消火活動なども義務付けられていた。

このように、政府は、軍部と一体になった防空義務を国民に課したのである。このような「隣組」は、防空活動の実施だけでなく、近隣住民の相互監視も担うこととなり、防空体制から逃げる事が許されない強固な体制が構築されていったのである。

そして実際に1942年（昭和17年）4月18日に日本本土が受けた初空襲の際にも、湯沢内務大臣は隣組員の防空活動を讃える談話を発し（甲A41の2）、新聞は「街々に健気な隣組群」などの見出し（甲A42の1）で隣組の危険な消火活動を美化する記事を大きく掲載した。

ウ 隣組は、空襲から逃げだせないための相互監視体制

隣組による消火活動が賛美されることの裏返しであるが、「空襲を怖れて消火活動に協力しない者は非国民」とされる風潮も醸成されていった。

日常的な近所付き合いがあり、互いに顔も名前も知りあった者が、戦争協力のために組織化され、防空義務を課されたのである。誰しもが自己犠牲を前提として戦争に協力するため結合された組織であるために、協力をせず逃げる者は直接に名指しで卑怯者呼ばわりされることになる。その町に住み続けることはできなくなる。このような状況に追い込まれるために、具体的な姿の見えない国ないしお役所から命じられた個人的な義務よりも、隣組の活動として近隣住民と協力して行う集団的な義務の方が、逃れることは困難になるのである。まさにこれこそ、隣組を組織化して防空の機関として位置付けた目的であった。隣組は住民を相互に監視させ、集団的に課された防空義務から逃れることを許さないための組織だったのである。

3 空襲の被害予測を隠匿し、「焼夷弾は怖くない」と周知した

（1）はじめに—— 戦争遂行と防空体制堅持のための情報操作

上記のように防空法が退去禁止と応急消火義務を法定し、それを実効化するため相互監視させる隣組が組織化されていても、それだけで直ちに「市民が焼夷弾を怖れず、都市から逃げ出さない」という体制は実現しない。

そこで政府・軍部は、戦争遂行と防空体制堅持のために、①空襲の予測を隠匿し、②空襲や焼夷弾は怖くないと宣伝し、③空襲被害の報道を徹底的に規制した。

その実情を以下に述べる。

(2) 大規模空襲の予測を国民には秘匿した

政府は、空襲の大規模化・激烈化が必至であることを早くから予測しながら、国民に対してはこれを秘匿した。その例として、当時の国民には公開されなかった2つの文書を示す。

ア 空襲を予想しながらそれを秘匿した「防空計画設定上ノ基準」

陸軍省と海軍省が1943年2月8日に策定した「昭和18年度 防空計画設定上の基準」（甲A29）には、以下のような記載がある。

「本年度中期以降ニ於テハ以下ニ述フル判断ノ如ク大ナル機数ヲ以テ反復空襲ヲ受クルノ虞アル」

「大東亜戦争今ヤ長期戦ノ様相ヲ濃化シ之ニ伴フ空襲ハ来年度以降更ニ深刻且激化スヘキ趨向ヲ予想セラルル」

「小型焼夷弾ノ多数投下及ヒ焼夷威力カ大ナル大型焼夷弾ノ混用投下ニ依リ焼夷弾ヲ企図シ特ニ五十乃至百匁級ノ爆弾ヲ併用投下シ消防活動ヲ困難ナラシメントスル公算大ナルモ枢要部ニ対シ破壊ヲ企図シ二百五十匁級を主体トスル中、大型爆弾ヲ使用シ特ニ空襲機数ノ増大ニ伴ヒ集中投下スルノ公算も亦少カラス」

「本空襲判断ハ作戦上ニ及ホス影響ヲモ考慮シ一般ニ対シ伝達ヲ行ハサルモノトス」

このように政府は、マリアナ諸島が陥落して日本への出撃基地が建設される

一年半以上も前の段階で、すでに大規模空襲が必至であると判断し、消防隊による消防活動も困難となることを予測していた。多数の小型焼夷弾や大型焼夷弾の大量投下も予想していたのである。

十分な消火設備や消火技術をもたない民間人の防空訓練などで対処できる訳がないことは明らかだったのである。

ところが軍部は空襲の恐怖が周知されて戦意喪失・厭戦感情が広がったり、都市から退去する者が続出することによる軍事作戦の支障を避けるため、上記のように「本空襲判断ハ作戦上ニ及ホス影響ヲモ考慮シ一般ニ対シ伝達ヲ行ハサルモノトス」、つまり事実を隠匿することとしたのである。

イ 戦意喪失をおそれた「緊急防空計画設定上ノ基準」

同様のことは、1年後に陸軍省・海軍省が策定した「緊急防空計画設定上ノ基準」（甲A30）でも規定された。同文書においては国民に秘匿することがより明確に述べられている。

すなわち、冒頭に「人心ヲ刺戟シ苟クモ志氣ヲ委靡セシムルカ如キコトナカラシムルハ勿論」と断りを入れたうえ、前年の「防空計画設定上の基準」（甲A29）と同様に、「本空襲判断ハ作戦上ニ及ス影響ヲモ考慮シ一般ニ対シ伝達ヲ行ハサルモノトス」と述べているのである。

そこには、都市で空襲被害を受けるであろう市民への配慮は一切ない。ただ「人心ヲ刺戟シ苟クモ志氣ヲ委靡セシムルカ如キコト」、すなわち市民が戦意を喪失して政府に不満を抱くことがないように、事実を隠匿するというのである。

このように空襲が大規模化・激烈化することを熟知していた政府軍部が、一般国民にはそれを隠匿し、それどころか次に述べるように「空襲の被害は軽微」、「空襲は怖くない」、「焼夷弾を恐れるな」という誤った情報を宣伝流布したのである。

ウ 予想される空襲を過小に描いた「時局防空必携」

政府は、空襲の有無についての予想を隠すと同時に、もし空襲があっても、それによる被害は僅少であるという予測を国民に示していた。

1941年12月に発行され大都市部へ400万部が配布された「時局防空

必携」(甲A17)には、以下のような記載がある。

「敵の兵力にも限りがあるから実際に空襲を受けるのは何処かの一部だけである。」(7頁)

「弾は滅多に目的物に当たらない。爆弾、焼夷弾に当たって死傷する者は極めて少ない。」

「焼夷弾も心掛けと準備次第で容易に火災とならずに消し止め得る」(以上、8頁)

「空襲の被害はこの様に決して恐れるに足りない。空襲の被害が実害より大きくなるのは、むやみに怖れたり、油断をしたり、備えがなくて慌てて混乱するからである。特に焼夷弾を消し止めないと大火災となり被害が大きくなる」(9頁)

このようにして政府は、1941年当時の国民には未知の焼夷弾について、その威力を意図的に過小に描いた。空襲など恐れるに足りないから、都市から逃げださず、都市の防空活動に従事せよというのである。

しかし、よく読めば矛盾が分かるように、一方で「空襲は怖くない」と言いながら、他方では「焼夷弾を消し止めないと大火災になる」と言って防空義務を命じているのである。この当時すでに中国の重慶に焼夷弾攻撃をしていた日本政府・軍部は、爆弾や焼夷弾による空襲の威力を熟知しており、第1次世界大戦時にドイツがドレスデン空襲で受けた被害も伝わっていた。防空の要員として多数の住民が都市に残っている必要があるため、都市から住民が逃げ出さないために虚偽情報を流布したことになる。

さらには、次に述べるように、焼夷弾の威力を過小に描いて誤った対処法を流布し、およそ役に立たない防空訓練を実施し、さらには、実際に日本本土が空襲を受けるようになった後も焼夷弾の威力や空襲被害状況を隠し続けた。誤った情報を流布し続けるという戦略は、終戦時まで継続されたのである。

(3) およそ効果がない消火方法を宣伝し、防空訓練を実施

ア 「時局防空必携」が国民に指示した無謀かつ危険な消火方法

上述の「時局防空必携」（甲A17）は、全国民に対して防空活動を指示するものであり、全国の隣組や警防団はこれに基づいて防空訓練や防空資材の準備をしていた。これには、前述のとおり「焼夷弾も心掛けと準備次第で容易に火災とならずに消し止め得る」（5頁）などの記載のほか、焼夷弾に対する誤った対処方法が随所にみられる。

「時局防空必携」（1941年12月発行）より

其の七 焼夷弾が落ちたら（19～20頁）

「防火のやり方は直ちに周囲の燃えやすい物に水をかけると同時に、濡簀類（ぬれむしろるい）、砂、土等を直接焼夷弾に冠せ、その上に水をかけ火焰を押え延焼を防ぐ。」

「エレクトロン焼夷弾の火勢が衰えたものは屋外に運び出す。」

「黄燐焼夷弾が飛散って柱はフスマ等に附いたときは速かに火叩（ひたたき）等で叩き落して消火する」

其の八 火災になったら（21～22頁）

「被服を水で濡らし消火に當る」

「燃えている所にどンドン水をかける」

「次の方法により隣家への延焼防止に努める。この場合多量の水が必要であるから水野補給に気を付けること

1 隣家が火焰をかぶっているときは、バケツ、水柄杓、水道ホース等でその場所に水をかける。

2 熱気をうけて建物の外側から水蒸気を発散しているときは、火を發しやすい庇下、妻等に注意して、バケツ、水柄杓、水道ホース等で水をかける」

「風下では飛火（とびひ）の警戒をする。飛火の警戒には水で濡らした火叩きで飛火を消すか、バケツ、水柄杓等で水をかける。」

「警防団や消防隊が駆けつけて来たら、その指図に従って消防の補助にあたる」

ここで書かれている「火叩き」とは、竹棒の先に縄を十本程度取り付けた「埃

はたき」のようなものである。このような道具で、焼夷弾から噴出する油脂に引火した火焰を消せるはずがない。

自分の身体と生命を守るようにという指示はなく、火災現場から避難することを許す記載は、「時局防空必携」のなかに一か所も存在しない。それどころか、建物から熱風が吹き出すほど強い火災のもとでも、バケツ等で水をかける危険な消火活動をするよう指示しているのである。

このような記載は、同じ「時局防空必携」の1943年改訂版（甲A18）にも、ほぼ同様に引き継がれている。もともと、同改訂版では、「飛行機ノ性能ハダダンヨクナリ 数モドンドン殖エテイル。今後ハ相当大規模ノ空襲ヲクリ返シ受ケル虞ガアル」（1～2頁）などの記述が加えられ、空襲の現実的な予測が示された点は注目すべき点である。しかし、それでも空襲を怖れずに防空の任務を遂行せよと求めている点は1941年版と同様である。相変わらず、無力かつ危険な消火方法が指示されていた。

この昭和18年改訂版では、以下のように焼夷弾の種類に応じた消火方法が書き加えられたのが特徴である。

「時局防空必携」（1943年改訂版）より

其の五 焼夷弾ガ落ちタラ（11～12頁）

「焼夷弾ノ種類ヤ状況ニ応ジ、併セテ次ノ処置ヲスル

『エレクトロン』焼夷弾

筵類ヲ水デ濡ラシテソノ上ニ水ヲカケルカ、砂袋ヲ投ゲツケテ焼夷弾ノ火ヲ抑ヘル。

焼夷弾ノ火勢ノ弱イモノハ速ヤカニ『シャベル』等デ屋外ニ運び出ス。

油脂焼夷弾

筵類ヲ水デ濡ラシテカケルカ、水ヲカケルカ、『バケツ』ヤ『シャベル』デ砂ヤ土ヲ投ゲカケテ油脂ノ火焰ヲ消ス

黄燐焼夷弾

塊ツテ燃エテイル黄燐ニハ、水ヲカケルカ、筵類ヲ水デ濡ラシテカケルカ、『シャベル』等デ掬ヒ出ス。

飛び散ッテ燃エテイル黄燐ハ水デ濡ラシテ火叩キデ叩キ消スカ、水ヲカケテ消ス。

素手ヤ素足デ黄燐ニ触レナイ。」

「焼夷弾ガ屋根裏ニ止ッタラ、鳶口カ長棒デ突き落トス。」

「焼夷弾ガ防火ニ不便ナ所ニ在ルトキハ、鳶口カ長棒デ移動スル。」

「高イ所ヤ遠イ所ノ火焰ハ水柄杓デ水ヲカケル。」

「小火焰ヤ火ノ子ハ火叩キデ叩キ消ス。」

「黄燐ハ長ク燃エ続ケ、又一旦消シタ後デモ燃エ出スカラ之ヲ取り除ケルカ、安全ナ所ニ運び出シテ燃焼サセル。」

「焼夷弾ハ家庭ノ何処ニ落ちテイルカモワカラナイ。押入、物置、天井裏、床下等ニモ注意スル。」

このように、「時局防空必携」の1943年改訂版は、各種の焼夷弾を使用した空襲を予測した点では、1941年版よりも具体性がある。しかし、焼夷弾の威力を余りにも過小に描いている。上記のように、焼夷弾が屋根に止まったら棒で突き落とすとか、天井裏に落ちていないか注意するなど指示されると、「焼夷弾とは、その程度のもの」、「落ちていても気付かない程度のもの」であるかのような誤解が生じる。

実際には、悠長に水をかければ焼夷弾が消えるようなことはない。焼夷弾が落下すれば周囲は直ちに火の海になるのであるから、上記のような牧歌的な消火活動など無理である。

政府・軍部としては、空襲の危険性を強調し過ぎると市民が逃げ出してしまいう懸念があり、他方、危険性を否定すると防空準備がおろそかになる懸念がある。そのため、空襲の可能性のあることを明記しつつも、焼夷弾を消すことは容易であると思わせることによって、空襲から逃げ出さないように情報サオ憂さをしたのである。

なお、「時局防空必携」1943年改訂版では、新たに次の記載も書き加えられた。

「時局防空必携」（1943年改訂版）より

「灯火管制ヲ怠ツタリ、防空活動ノ出来ル者デ規則ニ定メラレタ防空業務ニ従事シナカッタリスルト ソレゾレ処罰ヲ受ケル。」

1941年版当時、すでに防空法改正により応急消火義務違反には罰則が設けられていたが、同年発行の「時局防空必携」にはそのことは記載されていなかった。しかし、1943年改訂版では、上記のように敢えて「防空業務ニ従事シナカッタ」ことが処罰対象になると明記されたのである。

このようにして、市民は「空襲時に逃げることは犯罪」であると教えられるようになったのである。

イ 危険かつ無謀な「防空訓練」を実施

防空法10条1項に基づく防空訓練（防空演習とも呼称された）は、全国の市町村で実施された。その実施にあたって、全国の市町村や隣組は、全国には配布された「時局防空必携」の記載内容が標準的な指針とされた。

1943年改訂版の「時局防空必携」は、同年の防空法改正を契機として改めて国民に防空活動を周知徹底させるために配布された。そして、そこに記載されたとおり、袋、バケツ、火叩き、水柄杓などが焼夷弾を消すための「七つ道具」として用意された。市民らは、バケツリレーなどをしながら「米英撃沈、イチ、ニ、サン！」などの掛け声をあげる訓練に参加を強制されたのである。

ウ 消火には無意味な防空訓練の実施目的——戦争遂行のための国策

前述のとおり、防空法が制定された1937年当時は、防空法は「防空訓練法」と揶揄されたこともあった。1930年代に実施された防空訓練は、現実に空襲を受ける危機意識が希薄であり緊張感を欠く状況もあったとされる。

しかし、1943年2月に策定された「昭和18年度 防空計画設定上の基準」では、すでに大規模空襲が繰り返されることを予測していた。そうであるならば（空襲を招かないよう平和外交を推進すべきであるという点は置くとしても）、空襲に備えて十分な対策を取るべきであったし、市民が十分に生命や身体を守ることのできる内容の防空訓練を実施すべきである。

ところが、そのような観点からの防空訓練は一切行われなかった。守るべき

は、市民の生命や身体ではなく、国を守るべきとされたのである。

こうした防空訓練の効果は、客観的には瞬時に周囲を火の海にする大量の焼夷弾攻撃には何ら役に立たないものであった。防空消火活動には役に立たない。そのことは、政府・軍部も十分に熟知していたはずである。

それでも防空訓練が実施されたのは、別の理由による。

第一に、防空訓練の実施によって、市民らに戦争の臨戦態勢であることを印象付けることが必要であった。日清・日露戦争や第1次世界大戦で日本本土に直接の攻撃を受けなかった日本では、市民が自ら国土を守らなければならないという意識は希薄であったとされる。

第二に、市民が空襲時に都市から逃げることは不可能という体制を作る必要があった。防空訓練を実施し、そこに全住民が参加するよう隣組で相互監視の網を張らせることにしたのである。都市の住民は、否応なしに防空業務に従事させられ、それに異を唱えることのできない風潮が根付いた。言論の自由が保障されず、治安維持法のもとで戦争に反対する言動が犯罪とされる体制の下で、国民は空襲の危険が高まった都市から逃げ出すこともできないまま、攻撃を受ける最前線での防空活動への従事を義務付けられたのであった。

とはいえ、人間には自己防衛本能があるから、「命を捨てて国を守れ」と言われても、大多数の市民が簡単に防空活動という名の自殺行為に走るとは思われない。だからこそ政府は、隣組という相互監視制度を構築するとともに、空襲や焼夷弾は怖くないから消火活動に立ち向かえという虚偽宣伝をした。さらには、次に見るように、命を捨てて国を守ることを美風として礼賛する思想を流布したのである。その点を以下にみることにする。

4 国を守るため、命を投げ出して防空活動に殉じる思想を流布

(1) 2つの「時局防空必携」にみる精神論・殉国精神の強化

前述の「時局防空必携」は、1941年に初版（甲A17）が発行され、1943年に防空法が改正されたのを機に改訂版（甲A18）が発行された。初版と比較すると、改訂版は、空襲への覚悟を求める記載や焼夷弾の種類に応じた対処法などが加えられ、より実戦的な内容に改められている（それでも焼夷弾への対処法は不十分かつ無謀であるが。）。

とりわけ目立つのは、改訂版では、「命を投げ出して国を守る」という記載がより強調されている点である。以下に、各記載を比較する。

時局防空必携 1941年版 (甲A17) 本文8頁

「1 全國民が「國土防衛の戦士である」との責任と名誉とを充分自覚すること。

2 お互いに扶け合い、力を協せ、命を投げ出して御國を守ること。

3 必勝の信念を以って各々持場を守ること。

此の防空精神は即ち日本精神である。」

時局防空必携 1943年改訂版 (甲A18) 目次の後

「防空必勝誓

一、私達ハ「御国ヲ守ル戦士」デス。命ヲ投ゲ出シテ持場ヲ守リマス。

一、私達ハ必勝ノ信念ヲ持ッテ、最後マデ戦ヒ抜キマス。

一、私達ハ準備ヲ完全ニシ、自信ノツクマデ訓練ヲ積ミマス。

一、私達ハ命令ニ服従シ、勝手ナ行動ヲ慎ミマス。

一、私達ハ互ヒニ扶ケ合ヒ、カヲ併セテ防空ニ當リマス。」

この「防空必勝誓」は、写真週報（甲A19・2頁）や家庭隣組防空指導書（甲A33・75頁）など各種の行政刊行物に繰り返し掲載され、国民に植え付けられていった。

(2) 「被害極限」のもとでも戦い抜けと求める「決戦非常措置要綱」

軍需工場を標的にした局所的な空襲が始まった1944年（昭和19年）2月25日、政府は「決戦非常措置要綱」を閣議決定した（甲A24）。

同要綱は、冒頭で「決戦ノ現段階ニ即応シ国民即戦士ノ覚悟ニ徹シ」と述べ、民間人を含むすべての国民が「戦士」としての覚悟をもち、学徒動員や女子挺身隊などの動員強化を指示している。

そして、「三、防空体制ノ強化」の項においては、「空襲被害極限等ニ付テノ準備訓練ヲ徹底ス」と定めている。すなわち、空襲の「被害極限」に際して

も、避難をするのではなく防空活動を貫徹すべく「準備訓練」をすることが求められたのである。

この閣議決定について新聞各紙は、「勤労防空を徹底」、「官も民も果敢に実践」などの見出しのもとで、「国民もかゝる政府の断乎たる決意に対し、皇国民としての忠誠心をもって不足を不足とせず飽くまで戦ひ抜くことが要請される」などと伝えた。

こうして、すべての国民が強度の防空義務を課され、自己の生命ではなく国家を守るべきだと求められたのである。

(3) 国策として、社会の隅々にまで「国を守れ」の思想が流布された

上記のように、政府は国民に対して、国のために命を投げ出して防空義務を貫徹することを求めたのである。

罰則を含む防空法により防空活動が法律的に強制されただけでなく、思想的にも国を守るために自己を犠牲にする忠君愛国の精神が強制されたのである。

上述の「時局防空必携」は、都市の各戸に400万部が配布された。1941年版（甲A17）の表紙裏には「この必携は都市の家庭に必ず一冊ずつ備へる」、「この必携を家庭の全員でくりかえしくりかえし読み合つて理解して置く、隣組でも常会で研究する」、「家庭や隣組ではふだんからこの必携に書いてある通りの準備をととのへ訓練をやつて防空必勝の信念をかためておく」との記載がある（1943年版にも同様の記載がある）。同冊子の内容は新聞各紙の連載で繰り返し紹介されたり、政府発行の「週報」や「写真週報」で詳細な解説の特集が組まれたりした。いずれも、防空の精神を協調しつつ、ほとんど効果のない消火活動を義務付けて避難を許さない内容であった。

新聞紙上にも、「逃げるな守れ」（甲A60）などの見出しが大きく掲げられた。このようにして、防空義務から逃げ出せない制度とともに、それに従わざるを得ない社会状況が作り上げられたのである。

そして、後でもみるように、実際に全国各地が空襲被害を受けるようになった後も、一方で空襲被害を矮小化あるいは隠匿するとともに、他方では命を投げ捨てた「果敢な防空活動」が称賛されていくようになった。

(4) 大空襲の惨禍に直面して、なお政府は避難を認めなかった

上記のように退去禁止と応急消火義務を徹底させるという政府の方針は、東京大空襲による悲惨な被害を目の当たりにした後も変わらなかった。

東京大空襲の4日後の1945（昭和20）年3月14日に開催された第86回帝国議会貴族院の秘密会議では、大達茂雄内務大臣が空襲被害状況を報告した。国会議事堂の周辺も空襲の焼け跡が広がっていた最中のことである。

これに関して大河内輝耕議員は、「人貴キカ物貴キカ」と追及し、次のように質問した（甲B29・37頁、下線による強調は原告ら代理人による）。

「此ノ次ハ東京ガ全部ヤラレルカモ知レヌ、恐ラクヤラレルデセウ、其ノ場合ニ人ヲ助ケルカ物ヲ助ケルカ、ドッチヲ助ケルカ之ヲ伺ヒタイ、私ハ人ヲ助ケル方ガ宜イト思フ、……ソレガ宜イトスレバ、一ツ内務大臣カラ十分ニ徹底スルヤウニ隣組長ナリ實際ノ指揮ヲスル者ニ言ッテ戴キタイ、火ハ消サナクテモ宜イカラ逃ゲロ、之ヲ一ツ願ヒタイ」。

これに対して大達内相は、「ドウモ初メカラ逃ゲテシマフト云フコトハ是ハドウカト思フノデアリマス」と答弁し、人命救助を優先すべきとの答弁は拒否した。

さらに大河内議員が、「逃ゲ場所ヲ予メ作ッテ置クト云フコトハ御答ガナイヤウデアリマスガ」と批判し、「私ノ御尋シタイノハ、第一ノ避難場所、夜火災ガ起ッタラ何処ヘ逃ゲテ行クト云フコトノ場所ナンデス、其ノ場所ノ設備ガ十分デナイ、例ヘバ逃ゲテ宜イヤウナ場所ニ余計ナ建物ガアッテ見タリ、余計ナ設備ガアッテ見タリスル、サウ云フモノヲ綺麗ニシテ、何時デモ受入レラレルヤウナ態勢ニシテ置キナスッタ方ガ宜カラウ…」と質問した（甲B29・37頁）。

これに対する大達内相の答弁は、「特ニ避難場所トシテ広場ヲ作り或ハ邪魔ナ物ヲ取除ケテ置クト云フ、斯ウ云フ所迄ハ致シテ居リマセヌ。」（甲B29・38頁）という冷淡なものであった。

人を助けることを優先すべきという見解は、終戦するまで採用されることがなかったのである。

5 政府は空襲被害の実態を矮小化・隠匿し、情報操作をした

(1) 命を投げ出す消火活動を美化

政府は、広報誌や新聞紙上などでも繰り返し「命を投げ出す果敢な防空活動」を美化・奨励し、それが実践されたという美談を発表して国民に植えつけた。

たとえばマリアナ諸島の基地から東京へ米軍機が初来襲した1944年（昭和19年）11月24日の東京大空襲に際して、大達茂雄内務大臣は、「一般（市民）は極めて冷静沈着に旺盛なる敢闘精神をもって落下する焼夷弾を火災に至らしめずして消火したことは誠に感謝に耐えない」、「如何なる事態に遭遇するともビクともせず即座に敢闘出来る心構えと準備をしておくことが大切である」との談話を発表した（甲A48の2）。

実際には、この一日だけで死者224人、被災家屋332軒もの重大な被害が生じていたが、そのことは隠され、焼夷弾を消したという美談が捏造され強調されたのである。

サイパン島や硫黄島が陥落して間もなく本土空襲が激化必至の情勢となった1945（昭和20）年3月7日に軍部が発表した空襲判断は、「日本本土は必ず頻繁に敵の機動空襲を受けることになる。」（甲A22・10頁）と述べて、国民に対しては物資不足や水道破壊、疫病の流行などの覚悟を求めたうえで、「国民の日常生活はもはや穴居生活を本旨とし」（甲A22・12頁）、
「絶対不敗の信念を持ち、絶対不敗の態勢を一日も速かに確立して、日本全土を要塞にする。我が身を、心を要塞たらしめ、我が村、我が海岸、我が山を要塞たらしめなければならない」（甲A22・12～13頁）、「既に国内は戦場となっているのである。もはや今日銃後なるものは存在しないのである。一億国民がすべて戦士にならなければならない。そして準備さえどしどし進めてゆくなれば、戦さに敗れることはない」（甲A22・13頁）、などと自己犠牲のもとに国家を守ることを押し付けているのである。

(2) 政府の報道管制により「被害は軽微」と連日報道された

政府は、実際に生じた空襲被害の実態を矮小化して虚偽の発表をすることにより、国民が空襲を恐れたり事前退去することを防ごうとした。

その例を以下に挙げる

ア 大阪大空襲（1945年3月）

1945年（昭和20年）3月13日深夜の大阪大空襲についての政府の公式発表（大本営発表）は、B29が「盲爆」をして市街地各所に被害を生じたが火災の大部は午前9時30分頃までに鎮火した、という内容であった（甲A57）。

しかし実際は「盲爆」などではなく市街地全域が焼け野原になり、死者数は3987名にのぼったのである。そのような事実は一切発表されていない。また、大本営発表によれば来襲した敵機は約90機で、そのうち11機を撃墜し、約60機に損害を与えたという。しかし、アメリカ軍側の発表によれば、来襲したB29は274機であり、そのうち撃墜されたのは2機だけ、損傷を受けたのは10機だけとされている。

大本営は、敵機数を過小に発表し、日本軍の戦果を過大に発表したのである。

イ 東京大空襲（1945年3月）

同年3月10日の東京大空襲も、大本営発表は「帝都市街を盲爆」、「八時頃までに鎮火せり」（甲A55）といったものであり、一夜に約10万名を超える死者が出た事実は発表されなかった。

政府は新聞各紙に対して報道管制を行ったため、「帝都各所に火災発生したが、軍官民一体となって対処したため、帝都上空を焦した火災も朝の8時ころまでにはほとんど鎮火させた」などと、あたかも軽微な被害で済んだかのような報道がなされた（甲A55）。

ウ その他の空襲の報道

このほか各地の空襲被害の実態も実際より小さく発表されている。一例として、1942年（昭和17年）4月18日の本土初空襲では死者89名・被災家屋251軒もの被害が出たにもかかわらず、大本営発表は「被害を最小限に止め得た」（甲A41の1）というものであった。また、1944年（昭和19年）1月24日の東京空襲の際は死者224名、被災家屋332軒もの被害が出たのに、大本営発表は「我方の損害は軽微」（甲A48の1）と

いうものであった。

1945年（昭和20年）3月17日の神戸大空襲に際しては、さすがに「相当の火災発生」という大本営発表（甲A58）がなされたが、2599名もの死者が出たことは一切秘匿された。

このように国民は、空襲被害の実相を知らされないまま、危険な防空従事を強いられていたのである。

エ 空襲による情報を隠蔽する政府による報道管制

政府は、空襲が本格化する以前から、空襲被害の頻発を予測し、当初からその報道を強く規制する方針を取っていた。

まず、1942年（昭和17年）7月31日に、大本営陸海軍部と政府情報局は、空襲についての報道発表について、「敵ノ来襲及防空戦闘ニ関スル事項は大本営ニ於テ発表シ同時ニ情報局ニ通報ス」との協定を締結した（甲A31・345頁）。

翌1943年（昭和18年）5月6日には、大本営発表以外には特別の必要がある以外は政府各省による発表は行わないという申合せが政府情報局と各省との間で確認された（甲A31・345頁）。大本営が空襲に関する事実発表を完全に握ったのである。

そして、新聞・ラジオなどの報道機関に対しては、内務省警保局が「敵襲時地方庁ニ於ケル報道措置要綱」（甲A31・346頁）を定め、強度の報道管制が敷かれることになった。

たとえば空襲被災地の町名以下の地名は発表不可とされ、市・区の「中部」「東部」などの表記のみが許された。

死傷者数も原則として発表不可とされ、例外的に発表される場合は概数のみが許された。

官公署や工場の被害状況も発表不可とされ、「被害ノ状況ニ触ル、コトナク移転先のみヲ告示スルガ如キモノ」のみが許された。

道路・橋梁・電気の被害状況も発表不可とされた。

爆弾等による破壊部位の深度や面積なども発表が禁止された（甲A31・348頁の表）。

このように、被告国は空襲被害の実相が報道されることを恐れて禁止した。このことは、国民を空襲の最前線に立たせて防空義務を果たさせるうえで不可欠だったのである。

そして、このような情報操作により、国民の被害は一層拡大した。

オ 国民に「軍を信頼せよ、詮索するな」と強要

このような政府・軍部の姿勢を露骨に示している新聞記事がある。それは1942年（昭和17年）4月18日に行われた最初の本土空襲の報道記事である。

空襲の翌日付の朝日新聞は、「敵機は燃え墜ち退散」、「“必消”の民防空に凱歌」、「バケツ火叩きの殊勲」などの見出し（甲A42の1）を掲げて、軍官民一体で戦闘に勝利したかのような報道をした。

この日だけで89名の死者が出たにもかかわらず、そのことは秘匿され、「老人や婦人が一人で三、四個の焼夷弾を消止めた如きは非常な功績」などという湯沢三千男内務大臣の談話（甲A41の2）が報道されるなどした。

そして同新聞は、「慎め詮索や憶測 軍を信頼・職場を守れ」という見出しに続けて以下のように記載している。

「爆撃の状況を種々詮索したり或は憶測等によって流言蜚語をなす等は厳に戒めねばならない。作戦上のことに関しては一切軍に信頼して、一般国民はそれぞれ全力を挙げてその持場を守り、各自の任務を全うすることが必要である。」（甲A42の2）

つまり、政府は初めて空襲を受けて市民が動揺することを強く恐れたのである。

軍の防衛体制の不備への批判を回避するため「軍を信頼せよ」と強弁し、空襲の恐怖が広まることを恐れたため「詮索はするな」と指示し、空襲被害の真実を語る者がいたとしても「流言蜚語だから信じるな」と流布したのである。

（3）焼夷弾の威力も過小評価して伝えた

政府は、焼夷弾の破壊力についても真実を知らせず、焼夷弾を恐れることはないから逃げずに消火活動に従事せよと国民に指示をした。

たとえば、陸軍中部軍管区の赤塚中佐は、米軍が1944年（昭和19年）12月に中部地方の空襲で新たに用いた焼夷弾について、火力が強いことは認めながらも、「初めから家を一軒犠牲にする覚悟で初期消火を重点的にやれば大した心配はいらぬと思われる。」、「（焼夷弾の飛沫を顔に受けた場合は）直接手で拭かず必ず衣類か何か布地で顔を覆って一時空気を絶ちさえすれば容易に消せる」などと述べている（甲A53）。これは焼夷弾の実態に反した虚偽の内容である。

政府が1945年1月10日に発行した「週報」第428号には、軍部や政府役人による「決戦防空座談会」の様子を次のように掲載した。

「爆弾なんていふものは、落ちて外国と異ひ、日本のかいう土地及び建物の状況では被害は大して多いものぢゃない。」、「焼夷弾ぐらいのもので何十戸、何百戸焼いてゆくといふやうなこと、何時間も焼き続けるといふやうなことは実に愚な話であります。」（甲A21・8頁）。

「焼夷弾なんか絶対怖くないものであるといふことを各人が認識して貰ひたいと思います。」、「大きく焼けました所は、焼夷弾が落ちたのに、長く待避をしておったために消火の時期を逸して、あゝいふやうな結果を生じたんぢゃないかと思ひます。」（甲A21・12頁）

この座談会が掲載された1945（昭和20）年1月は、すでにマリアナ諸島が陥落して本土空襲が頻繁に行われている時期である。政府や軍部は被害状況を熟知しており、被災した一般市民はすでに焼夷弾爆撃の恐怖を知っていた。しかし、まだ被災していない多くの国民には、報道が規制されているため事実が知れ渡っていなかった。そうした国民へ向けて、政府は空襲被害の実態を隠すだけでなく、積極的に虚偽の事実を流布したのである。

さらに、1944年（昭和19年）12月27日の東京空襲の直後に警視庁の飯塚防空課長が被災地を訪れたことを紹介する新聞記事では、「この種焼夷弾は地上に激突すると漏斗口をつくる相当な破壊力をもつが、わが方から見れ

ば一つの効率的な破壊消防の役割を敵弾自体が引き受けてくれるわけで延焼防止も可能となる」との見解が述べられている（甲A54）。しかし、焼夷弾が建物に直撃した場合は、直ちにその建物を燃焼発火させるとともに、周辺の建物にも直ちに延焼や同時発火の危険性を及ぼすのであるから、“焼夷弾のおかげで破壊消防の効果がある”などとは到底言えないはずである。このような事実と反する見解を公表することが、焼夷弾の危険性から目をそらせる効果を生じることは明らかである。

（４）政府・軍部は、戦争継続のために空襲の脅威を隠した

このように政府・軍部が事実を隠した理由は、国民が空襲を恐れて都市から退去することにより戦争継続が困難になることを政府が危惧したからである。

それを示すように、陸軍省の佐藤軍務課長は、1941年（昭和16年）11月20日に衆議院において、「空襲を受けたる場合において実害そのものは大したものではない」、「狼狽混乱に陥ることが一番恐ろしい、またそれが一時の混乱にあらずしてつひに戦争継続意志の破綻といふことになるのが最も恐ろしい」と述べている（甲A36）。

5 小括

これまでみたことから明らかなおり、防空義務を課され、都市からの退去を許されず空襲に遭わされた被害や、防空義務を課されたために逃げ遅れたことによる被害は、他国の攻撃により生じた被害というだけでなく、日本国政府が誤った国内政策をとったために生じた被害といえる。

そして、否応なしに空襲の最前線に立たされ、命を投げ出して消火活動を義務付けられた一般民間人は、その身体・生命に対する重大な危険性に直面していたという点で、軍人・軍属に比類するものである。

このような観点からして、原告らに対して、戦災被害の補償について軍人・軍属と異なる処遇をすべき合理的理由は到底見だし難い。

以上